

思いやり条例



市では、令和2年10月7日に県内初となる「白河市思いやり条例」を制定しました。今月は、条例の内容などを紹介します。

●本庁舎市民課 内2173

制定の背景・目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的に感染者へのひぼう中傷・差別的扱いが問題になりました。他にも、人権問題では次のようなものが顕在化しています。

- ①人種・信条・性別・社会的身分・門地などによる不当な差別
- ②子どもの人権問題（いじめ・虐待）
- ③高齢者の人権問題
- ④障がい者の人権問題
- ⑤HIV感染者・ハンセン病・新型コロナウイルス感染者などへの不当な差別
- ⑥インターネットによる人権侵害 など

これらの人権問題が深刻な孤立・分断を引き起こす原因となるため、人権擁護の理念を共有することが喫緊の課題となりました。そこで、差別のない人権尊重のまちづくりの推進と、あらゆる不当な差別の防止・解消に向け、市と市民の責務を明らかにする「白河市思いやり条例」を制定しました。

市の動き



市の取り組み

取り組み一覧

学校・地域・家庭・職域などさまざまな場で、人権擁護の理念を浸透させる施策を実施します。加えて、不当な差別を受けた人が、迷わず相談できる場所と情報を提供します。

教育委員会		保健福祉部	
学校教育課	仁のつどい 授業での取り組み	社会福祉課	障がい者の権利擁護 民生児童委員との連携
生涯学習スポーツ課	男女共生計画の推進 青少年健全育成大会	高齢福祉課	成年後見制度 地域包括支援センターとの連携
市民生活部		こども支援課	子育て支援事業 児童虐待の相談
市民課	人権擁護委員との連携 思いやり条例の推進	健康増進課	こころの健康相談
生活防災課	市民あったか相談		

条例の構成

特徴

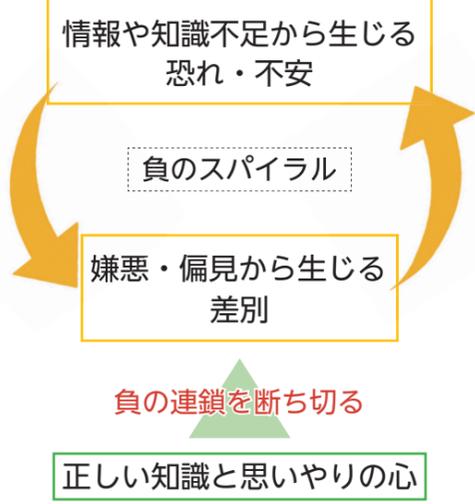
人権擁護の理念を示す

不当な差別を防止・解消するため、市と市民が共に取り組む姿勢を明記しています。新型コロナウイルス感染症に特化せず、人権全般を対象としています。罰則規定はありません。



目的 第1条

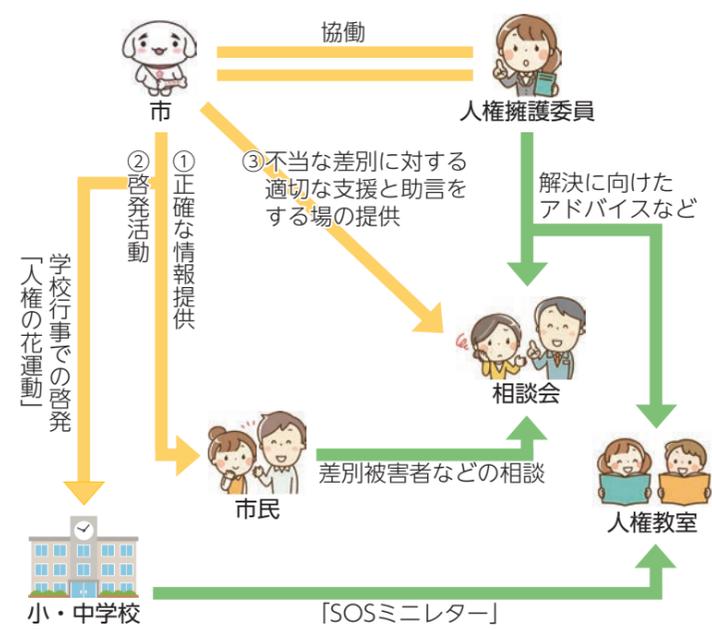
不当な差別などによる社会的な孤立をなくし、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、互いに支え合う住みよい地域社会を実現することを目的とする。



市の責務 第2条

偏見や誤解をなくすため、正確な情報を収集・整理し、市民に対し情報提供・啓発活動を行う。

不当な差別を受けた市民に対し、適切な支援と助言を行う。



市民の責務 第3条

互いに思いやりの心を持ち、不当な差別を行わないよう努める。

不当な差別をなくすため、市・関係機関などの施策に協力する。